

糸魚川市男女共同参画推進委員会の概要

1 設置

男女共同参画社会の形成を推進するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、糸魚川市男女共同参画推進委員会を置く。

2 委員会の任務

- (1) 市長の諮問に応じて、糸魚川市男女共同参画計画の推進に関する事項について審議し、及びその事項に関して市長に答申する。
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

3 委員構成

委員は、男女共同参画の施策に関わりの深い関係団体等から選出（10 名）

分 野	所 属	氏 名
学識経験者	糸魚川地区更生保護女性会	伊藤 洋子
学校関係者	糸魚川市校長会	富永 範子
保育園関係者	糸魚川市私立保育園・認定こども園連盟	楠田 優子
糸魚川青年会議所	一般社団法人糸魚川青年会議所	笠原 翔太
労働関係者（経営者枠）	株式会社八川屋商店	水上 康子
労働組合（連合糸魚川支部）	連合新潟上越地協糸魚川支部	嵐口 三由樹
福祉関係者	社会福祉法人奴奈川福祉会	磯野 茂
人権擁護委員	糸魚川人権擁護委員協議会	水嶋 聡
地域の団体（地域枠）	糸魚川国際交流協会	田中 昌美
公募委員		塚田 ちひろ

4 事務局

環境生活課 市民生活係

5 活動時期

推進委員会を年 1 ～ 2 回程度開催

6 委嘱期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで（2 年間）